

中村学園大学(含む短期大学部)研究費に係る取引停止に関する細則

平成29年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究費の適正な管理・運営に関する規程（以下「研究費適正管理規程」という。）第6条第4項に基づき、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)における研究費の取扱いに関して、不正な取引に関与した取引業者への取引停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 最高管理責任者は、研究費を原資とする取引を行った取引業者が、別表の「取引停止の措置要件」に掲げるいずれかの区分に該当する場合は、当該取引業者との取引停止を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の措置を行った後、別表「取引停止の措置基準」に基づき、研究費適正管理委員会において取引停止期間等を決定する。

(取引停止措置等の学内への周知)

第4条 取引の停止をしたときは、その概要を学内の教職員に周知徹底する。また、最高管理責任者は、取引停止の旨を当該取引業者に通知する。

(取引停止期間中の下請の禁止)

第5条 取引停止期間中の取引業者は、本学が他の取引業者と交わそうとする取引の全部又は一部を下請することを認めないものとする。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この細則の制定により、中村学園大学(含む短期大学部)公的研究費に係る取引停止に関する内規(平成27年1月1日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

別表

1 取引停止の措置要件

区分	措置要件
(1) 善良な管理者としての注意を欠く契約履行	本学が発注した取引に関し、善良な管理者としての注意を欠き、履行を粗雑にしたと認められるとき
(2) 契約違反	(1)に掲げる場合のほか、本学が発注した取引に関し、契約に違反する等、契約の相手方として不適当であると認められるとき
(3) 談合	本学が発注した取引において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき
(4) 不正行為又は不誠実な行為	本学が発注した取引に関し、不正又は不誠実な行為をし、相手方として不適当であると認められるとき
(5) 贈賄	①本学の役員、教職員に対し、贈賄を行ったとき ②他の私立大学を含む公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき
(6) その他	①他の私立大学を含む公的機関において取引停止の措置が判明したとき ②前号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の取引の相手方として不適当であると認められるとき

2 取引停止の措置基準

研究費適正管理委員会は、取引停止の措置要件を確認の上、取引停止期間(1か月～24か月、若しくは無期限)を決定する。

3 贈賄の定義

別表1「取引停止の措置要件」(5)に定める贈賄とは以下の行為をいう。

- ① 取引業者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
- ② 取引業者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- ③ 取引業者から又は取引業者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- ④ 取引業者から又は取引業者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

- ⑤ 取引業者から未公開株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- ⑥ 取引業者から供応接待を受けること。
- ⑦ 取引業者と共に遊技又はゴルフをすること。
- ⑧ 取引業者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
ただし、上記に定める行為にかかわらず、次に掲げる行為は贈賄としない。
- ① 取引業者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- ② 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、取引業者から記念品の贈与を受けること。
- ③ 職務として取引業者を訪問した際に、当該取引業者から提供される物品を使用すること。
- ④ 職務として取引業者を訪問した際に、当該取引業者から提供される自動車(当該取引業者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該取引業者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- ⑤ 職務として出席した会議その他の会合において、取引業者から茶菓の提供を受けること。
- ⑥ 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、取引業者から飲食物の提供を受けること。
- ⑦ 職務として出席した会議において、取引業者から簡素な飲食物の提供を受けること。